

0

 \bigcirc

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

印 刷 岡田印刷株式会社

平成16年 5 月28日金曜日 第1561号

| 規則 | |
|-------------------------------------|-----|
| 愛媛県会計規則の一部を改正する規則 | 555 |
| 告示 | |
| 狩猟免許更新に係る適性試験等の実施 | 559 |
| 医療機関の指定 | 560 |
| 大規模小売店舗の新設の届出の概要等 | 560 |
| 町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧(2件) | 560 |
| 保安林の指定(2件) | 561 |
| 漁業免許の内容等の公示 | 562 |
| 漁業の許可又は起業の認可の申請期間 | 563 |
| 公有水面埋立工事のしゅん功認可(2件) | 563 |
| 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(5件) | 564 |
| 開発行為に関する工事の完了 | 565 |
| 公告 | |
| 狩猟免許試験の施行 | 565 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告 | 566 |
| 愛媛県立農業大学校入学試験の実施 | 566 |
| 任 免 辞 令 | |
| 公営企業任免辞令 | 567 |
| 正誤 | |
| 平成16年 5 月14日付け第1557号愛媛県告示第1083号(伊予三 | |
| 島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定)中 | 567 |

次 ♦

規 則

○愛媛県規則第38号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める

平成16年5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「現金領収書(様式第9号)及び」を削り、同条第3項中「現金領収書」の下に「(様式第10号の2)」を加える。

第70条中「及び口座振替通知書(様式第40号)」を削る。 第81条の2第2項を削る。

第84条第1項を削り、同条第2項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条とする。

第 212 条中「又は第81条の 2 第 2 項 (第84条第 1 項において準用する場合を含む。)」を削り、「振り込み、口座振替通知書の送付を受けた場合にあつては、これを債権者に送付しなければ」を「振り込まなければ」に改める。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号 削除

様式第10号の次に次の1様式を加える。

| 楾 | 様式第10号の2 (第22条、第23条、第 186 条関係) 現金領収書 | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---------|-----|---|----|----|---|-----|-----|--------------|----|-----|----|---|
| | 1 | | 玗 | 金 | 領川 | 書 | (| 原 | 符) | | | | | |
| | | | | | | | | | | ĝ | 第 | | | 号 |
| | 納入義務者の | | | | | | | | | ' | | | | |
| | 住所氏名 | | | | | | | | | | | | | |
| | 年度 ¥ | | | | | | | | 4 | x 庁各詞 | 果(| 地方機 | 関) | 名 |
| | 十反 | # | | | | | | | | | | | | |
| | (款) | | (項) | | | (目 |) | | | (節 |) | | | |
| | | 内 | | | | | 訳 | | | | | | | |
| | 摘 | | 要 | 金 | 額 | 摘 | | | | 要 | | 金 | Ž | 額 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | 証券の内径 | 種 | | 類 | 記号 | 番 | 号 | 金 | | 額 | 支 | 払 | 場 | 所 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 年 |) | ₹ | E | 領収 | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 뷥 | 出納長 | 等職日 | 代名 | | | | |

| 2 | | 玥 | ł : | 金 | 領 | ЦΣ | 書 | | | | | |
|------------|----|------|--------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|---|
| | | | | | | | | | 第 | | | 号 |
| 納入義務者の | | | | | | | | | | | 殿 | } |
| 住所氏名 | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | ¥ | | | | | | 本 | 庁各 | ·課(| 地方機 | 関) | 名 |
| 十尺 | | | | | | | | | | | | |
| (款) | | (項) | | | (目) | | | (î | 節) | | | |
| | | | | | 内訳 | | | | | | | |
| 摘 | | 要 | 金 | 額 | 摘 | | | 要 | į | 金 | | 額 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | _ | | | | | | | | |
| 証券の内容 | 種 | | 類 | 記号 | 計番号 | 金金 | | 額 | 支 | 払 | 場 | 所 |
| | 1 | | | | | | | | | | | |
| 上記のとおり | 領収 | しました | <u>-</u> ـــ | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | _ | . – | | _ |
| | | | | | | | | | 年 | 月 | | 日 |
| | | | | | | 出納長 | 等職氏 | 名 | | | | 印 |

| 3 | | 領 | ₹ 4又 | 済 | 通 | 知 | 書 | | | | | |
|------------|----------|-----|------|----|------|------|-----|-----|------------|-----|------|---|
| | | | | | | | | | 第 | | | 号 |
| 納入義務者の | | | | | | | | • | | | | |
| 住所氏名 | | | | | | | | | | | | |
| 午安 | 年度 ¥ | | | | | | 本 | 庁各 | 課 (| 地方機 | 関) 1 | 名 |
| 平 反 | Ŧ | | | | | | | | | | | |
| (款) | | (項) | | | (目) | | | (氰 | Î) | | | |
| | | | 内 | | | | 訳 | | | | | |
| 摘 | | 要 | 金 | 額 | 摘 | | | 要 | , | 金 | 1 | 額 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | _ | | | | | | |
| 証券の内程 | 種 | | 類 | 記号 | 計番 号 | 金 | | 額 | 支 | 払 | 場 | 所 |
| 血 分 O | 1 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 年 | | 月 | E | 領収 | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 歳入徴収者名 | 3殿 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | l. | 出納長等 | 等職氏 | 名 | | | | 印 |

- 注1 用紙寸法は、日本工業規格 A 6 とすること。ただし、内訳欄を多く必要とするものにあつては、適宜の規格とすることができる。
 - 2 現金領収書は薄葉とし、領収済通知書は厚葉として複写すること。
 - 3 現金領収書(原符)、現金領収書、領収済通知書の順に1冊50部つづりとすること。
 - 4 内訳が2枚以上にわたる場合は、その1、その2等の表示をして2枚以後の親金 額欄を消しておくこと。
 - 5 歳入歳出外現金等の受入れに使用する場合は、(款)の欄及び(節)の欄に歳入歳出外現金等の区分を記入すること。

様式第24号中

| and a | ,) |
|-----------|-----|
| 401 | |
| 1 要 2 不 要 | |

を削り、同様式(注意)中「(伊予銀行、愛媛銀行、愛媛県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合にあつては、口座振替先欄のすべての項目を窓口で記入してもらつてください。)」を削る。

様式第40号を次のように改める。

様式第40号 削除

附 則

- 1 この規則は、平成16年6月1日から施行する。ただし、 第22条第1項及び第3項の改正規定、様式第9号の改正規 定並びに様式第10号の次に1様式を加える改正規定は、公 布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県会計規則様式 第24号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを使用 することができる。

告 示

○愛媛県告示第1149号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習(以下「適性試験等」という。)を次のとおり実施する。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 対象者

法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が平成16年9月14日に満了する者

2 適性試験等の実施の日時及び場所

| 55 50 41 1 1 日 | 会場の名称 | 実 施 日 時 | 実 施 | 場所 |
|----------------|-----------|-------------------|--------------------------|---------------------|
| 所管の地方局 | 云场の台が | | 会場 | 所 在 地 |
| 西条地方局 | 四国中央会場 | 平成16年7月28日(水)午前9時 | 四国中央市民会館三島会館 第2、第3会議室 | 四国中央市中曽根町500 |
| 同 上 | 西条会場 | 平成16年7月27日(火)午前9時 | 西条地方局 7 階大会議室 | 西条市喜多川796 - 1 |
| 同上 | 丹 原 会 場 | 平成16年7月28日(水)午前9時 | 西条地方局丹原庁舎4階大会議室 | 周桑郡丹原町大字池田1611 |
| 今 治 地 方 局 | 今 治 会 場 | 平成16年8月30日(月)午前9時 | 今治市中央公民館 | 今治市南宝来町一丁目 6 - 1 |
| 松山地方局 | 松山第1会場 | 平成16年8月26日(木)午前9時 | 愛媛県武道館大会議室 | 松山市市坪西町551 |
| 同 上 | 松山第2会場 | 平成16年9月14日(火)午前9時 | 同 上 | 同 上 |
| 八幡浜地方局 | 大 洲 会 場 | 平成16年8月24日(火)午前9時 | 大洲市総合福祉センター | 大洲市東大洲270 - 1 |
| 宇和島地方局 | 宇 和 島 会 場 | 平成16年7月22日(木)午前9時 | 宇和島地方局7階大会議室 | 宇和島市天神町7-1 |

3 申込みの手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

- イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書
- ウ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ36センチメートル及び横の長さ24センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- エ 狩猟免許更新申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)更新しようとする免許の種類ごとに各 2,900円
- オ 受験票等の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手をちょう付し、あて先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部林業課又は西条地方局産業経済部四国中央林業課若しくは丹原林業課、松山地方局産業経済部久万林業課、八幡浜地方局産業経済部大洲林業課若しくは西予林業課若しくは宇和島地方局産業経済 部御荘林業課(以下「林業課」という。)とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験等実施日前14日とする。

- (4) その他
 - ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。
 - イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配布する。
 - ウ 申込者の適性試験等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

○愛媛県告示第1150号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第19条の2第 1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療 機関を指定した。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| î | 名 | | 科 | ķ | 所 | 在 | 地 | 担当すべき医療 の種類 | 指年月 | 定日 |
|----|----|----|----|---|-----------|-----------------|----------|-------------|-----------|-----------|
| か: | もめ | 調 | 剤薬 | 局 | 今治市 丁目 | 市大新日 4 番 7 号 | 田町三 号 | | 平成1 5月 | 6年 I 日 |
| υ | か | IJ | 薬 | 局 | 北宇和字近方 | 和郡広見 入1502 · | - 1 | | 平成1 5月 | 6年 I 日 |

○愛媛県告示第1151号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイキ北条店 北条市辻 410番1外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ・えひめ中央農業協同組合 松山市千舟町八丁目 128 番地 1 代表理事組合長 上田宗徳
 - ・ダイキ株式会社 松山市美沢一丁目9番1号 代表取締役 山下雄輔
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ・ダイキ株式会社 松山市美沢一丁目9番1号 代表取締役 山下雄輔
 - ・株式会社レディ薬局 松山市南江戸四丁目 3番37号 代表取締役 三橋信也
 - ・えひめ中央農業協同組合 松山市千舟町八丁目 128 番地 1 代表理事組合長 上田宗徳
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年12月31日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3 338平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数

163台

- イ 駐輪場の収容台数 58台
- ウ 荷さばき施設の面積 227平方メートル
- 工 廃棄物等の保管施設の容量53.6立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 及び閉店時刻

開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後9時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から午後9時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数 出入口4箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる 時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成16年 4 月30日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域 の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意 目
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1152号

双海町から協議のあった町営土地改良事業(農業用道路整備事業・峰高地区)の計画の変更は、適当と認められるので

、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称町営土地改良事業(農業用道路整備事業・峰高地区)変

2 縦覧期間平成16年5月31日から6月25日

3 縦覧場所 双海町役場

更計画書の写し

○愛媛県告示第1153号

双海町から協議のあった町営土地改良事業(ほ場整備事業・峰高地区)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業(ほ場整備事業・峰高地区)変更計画 書の写し
- 2 縦覧期間平成16年5月31日から6月25日
- 3 縦覧場所 双海町役場

○愛媛県告示第1154号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定 により、次のように保安林の指定をする。

平成16年 5 月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 保安林の所在場所

西条市中奥字向甲14の1から甲14の4まで、甲56、字新 並乙1の1、乙1の4、乙1の5、乙1の8から乙1の10 まで、字日浦乙5の2、乙6の1、乙6の2、乙8の1、 乙8の2、乙24の1、乙24の2、字影浦乙67の1、乙110 の1、字コウソヲ乙79、乙88の2、乙88の3、乙89の1、 Z93、Z99の1、Z99の2、Z102の1、Z102の3、Z 102 Ø 6 、 Z 107 Ø 2 、 Z 107 Ø 4 、 Z 132 Ø 1 、 Z 134 の1、Z134の2、Z140、Z141、Z147の1、Z148 、乙 149、乙 152 の 1 から乙 152 の 3 まで、乙 153、字イ ノ内乙 163、乙 166、乙 167、乙 171 から乙 174 まで、乙 175 の 1、 Z 175 の 2、 Z 176、 Z 178、 Z 179 の 1、 Z 179 0 2 、 Z 181 0 1 、 Z 181 0 2 、 Z 183 、 Z 185 0 1 、Z188、Z189の1、Z189の2、Z190、Z192、Z 195、Z196の1、Z196の2、Z197の1、Z197の2 、Z198の1、Z198の2、Z199、Z203の1、Z203 の 2 、 乙 207 の 1 、 乙 207 の 2 、 乙 208 、 字長瀧丙 3 から 丙6まで、丙18の1、丙18の2、丙19から丙21まで、丙22

の2、丙23の1、丙23の2、丙26、丙27、丙29、丙31、丙 51の1、丙63の1、丙66、丙67、丙70から丙72まで、丙75 の1、丙75の2、丙77、丙78の1、丙78の2、丙79の1、 丙79の2、丙80の1、丙80の2、丙95、字セント休場丙7 、 丙 8 の 2 、 丙 8 の 3 、 丙 9 、 字前田丙92、 丙93の 1 、 丙 93の2、丙94、丙110の1、丙114、字七六丙246、丙3 02、字中山丙290、丙318、丙348の1、丙348の2、丙 352、 丙 370 の 2 から丙 370 の 4 まで、大保木字鳶寄乙 4 の1、乙27の1、乙28、字樫原辛3、辛7の2、辛8の1 、辛9の1、辛9の2、辛10の1、辛10の2、辛11、辛23 の1、辛39の1、辛47、辛51の1、辛52の1、辛63、辛64 、辛65の1、辛65の2、辛66の1、辛66の2、辛68の1、 辛68の2、辛69、辛71、辛72の1から辛72の4まで、辛98 の1、字土居壬58の2、壬63の1、4号2、4号3、黒瀬 字桂谷乙54、字峰ヶ久保乙55の1、乙55の2、字樫落し乙 80の1、字瓶乙140の1、乙140の4、字居合乙165の4 、字向乙 198 の 1 、乙 198 の 4 、字大畑乙 216 の 1 、乙 2 16の2、乙221の1、乙236の1、乙238の1、字篠辺谷 Z 251 01, Z 251 02, Z 252 01, Z 252 03, Z 253、 Z 254 の 1、 Z 254 の 5、 Z 288 の 1 から Z 288 の 3 まで、乙289、乙290、乙291の1から乙291の3まで、 字上之原乙 262 の 4、字久保地乙 304 の 1、乙 304 の 3、 字大谷乙312の1、乙313、乙314の1、乙314の4、字 薄ヶ瀬乙315の1、乙315の10、乙323、乙326の1、乙 326 の 2 、 乙 338 の 1 、 字落合乙 340 の 1 、 字柳ヶ瀬乙 3 84の1、乙384の4から乙384の6まで、字炭所谷乙386 の 1 から乙 386 の 3 まで、字掛ヶ乙 747、乙 749、字市木 乙 750、字西ヶ峠乙 843 から乙 845 まで、乙 858、乙 860 、乙 867、乙 868、乙 871、乙 872、乙 881、字山瀧乙 7 67の1、乙767の2、藤之石字北向辛146、字雉岩屋辛1 55、字熊ツルギ己9の1、己9の3、市之川字源兵衛タキ 6491の8、字白目ノ向6499の1、6499の4、6500の1、65 03の4、字大平見道ノ下6718の2、字大平見道ノ上6796、 6797の1、6798、6799の1、6799の2、字休場ノ久保6800 、6801の1から6801の3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立 木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め る標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及 び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1155号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定 により、次のように保安林の指定をする。

平成16年 5 月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 保安林の所在場所

西条市藤之石字青サレ向己53の1、荒川字白目石甲153 、字新田石乙 100 の 1 、乙 100 の 2 、字下ノ平乙 102 の 1 、乙 102 の 2 、字ショウア谷乙 105 の 2 、字シリガケ石乙 108、字古田乙 109 の 1、字川ヶ平乙 116 の 2、字シヨタ キ乙 120、字竹川谷乙 121 の 1 から乙 121 の 6 まで、乙 1 23、字シリタカ石乙 124、字三味塚谷乙 127、字赤子谷乙 130 の 1、字新道ノ上乙 136 の 1、乙 136 の 3、字サシデ 乙 137、字大谷乙 138 の 1、乙 138 の 2、乙 140、乙 141 、字大ダキ乙 148 から乙 151 まで、乙 153 、字大タキ乙 1 52、字丸山丙2、丙4から丙6まで、丙14、字吉原丙17、 丙18、字宮永瀬丙19、丙22の1、丙22の2、字岩屋ノ下丙 23、字瀬戸内丙25、字岩屋ノ東丙27の2、字松尾谷丙64、 字タニノ岡丙68の1、字御林丙81の2、字シンデ丙86の1 、丙86の2、字大畑丙114、字ノウジ山丙115、丙119の 1、丙 119 の 2、字ミゾコノ道上丙 121、丙 122 の 2、丙 123、字ミソコ道上丙 122 の 1、字カンサ平丙 124、丙 1 、字ナガ平下丙 208、字上ドンクワンセ丙 209、丙 210、 字上トングハン地丙 211、字トングワン地丙 212、字上ド ングワン地丙 213、黒瀬字坂中甲 915、甲 919 の 1 から甲 919 の 3 まで、甲 919 の 5、甲 920 の 1、甲 921 から甲 9 25まで、乙512、乙523、乙527、乙528、字山崎乙4の 1、乙9の1、字本郷乙28の1、乙31、乙34の1、乙34の 3、字猪ノ谷乙41の1、乙42の1、乙50、字長畑乙46の1 、乙46の2、乙47、乙48、乙49の1、乙49の2、字峰ヶ久 保乙56の1、乙57、乙59、乙60の1、乙61の1、字樫落し Z81、Z82の1、Z83、Z87の1、Z91の1、Z91の2、 字雨乞谷乙89の2、字尾地ノ向乙92の1、字尾地向乙92の 2、乙92の3、字尾地乙94の1、乙95、字長尾乙100の3 、字耳ヅエ乙 179 の 1、乙 179 の 3 から乙 179 の 6 まで、 字落合乙340の1、字柳ヶ瀬乙346の1、乙346の5、乙 347、Z350の1、Z350の2、Z353の1、Z367の1 乙 368 の 1、乙 379 の 1、字松落し乙 357 の 1、乙 357 の3、乙359、字炭所谷乙369、乙388の1、乙389、乙 390、乙391の1、字鴉之嶽乙380の1、乙381の1、字 吉ヶ谷乙361、乙393から乙404まで、乙408、乙409、 字石原乙 405 から乙 407 まで、字西大門乙 422、乙 426 の 1、乙432、字手水水乙447、字湯久保乙461の2、乙4 61の3、字土山乙495の1、乙495の3、乙496の2、字 上ノ地乙 518 の 1、乙 518 の 2、乙 539、乙 540 の 1、字 天川寺乙545、乙559、乙560の8、乙560の10、乙561 の1、Z561の2、Z561の9、Z561の10、Z566の1 から乙 566 の 3 まで、乙 567 の 4 から乙 567 の 9 まで、乙 568 Ø 1 、 Z 568 Ø 2 、 Z 578 、 Z 579 Ø 1 、 Z 579 Ø 4 から乙579の7まで、乙580の1、乙580の2、乙585、 Z 586、Z 588、Z 591 からZ 593 まで、Z 596、Z 605 の2、Z608、Z609、Z612、Z613、Z616、Z663 、字拔石乙 640 の 1 、乙 640 の 2 、乙 641 、字青根乙 661 の1から乙661の3まで、乙662、乙664の1、字橋ヶ谷 乙 665、乙 673 の 1、乙 674 の 1、字上西浦乙 678、字中 山乙 682 の 2、字百合城乙 686 の 4、乙 700 の 5、乙 700

の6、乙702の6、字ランジャク乙688、字柳ヶ谷乙715、乙716の1、乙717、乙757の1、乙757の2、乙758から乙760まで、字大薮乙718の1、乙719、字松ノ尾乙729の11、乙731の1、字蘘荷谷乙733の1、乙733の2、乙735の1、乙735の2、字掛ヶ乙740、乙741、乙743、乙745、乙746、乙748、字清藤地乙754、乙756、字中畦乙761の2、乙761の5、字野地乙762、乙766の1、乙773の2、字山瀧乙767の3から乙767の5まで、字ワラビ畦乙768の1から乙768の3まで、大保木字土山甲12の1、甲12の2、甲13の1、甲14、甲15、甲16の1、甲17の1、甲17の2、甲18の1、甲18の2、甲20、甲21の1、甲21の2、中奥字ナベラ丙405の1、字大助丙406、字淀丙490の1、丙490の2、丙493の7、丙494から丙496まで

- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立 木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め る標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及 び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1156号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成16年 5 月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限 又は条件
 - (1) ア 免許番号 伊特区第24号
 - イ 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------|-------|----------|
| 第1種区画 | 真珠貝養殖 | 1月1日から |
| 漁業 | 業 | 12月31日まで |

- (イ) 漁場の位置 西宇和郡瀬戸町大江地先
- ウ 漁業の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって 囲まれた区域

基点 A 西宇和郡瀬戸町大江ハヤト北防波堤 基部の標識

点ア Aから 198 度 275 メートルの点

- イ Aから 198 度 485 メートルの点
- ウ Aから 232 度 525 メートルの点
- エ Aから 250 5 度 370 メートルの点

- ウ 地元地区 西宇和郡瀬戸町
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 2 免許予定日

平成16年8月1日

3 申請期間

平成16年5月28日から平成16年7月5日まで

4 存続期間

平成16年8月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第1157号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間 平成16年5月28日から6月10日まで

○愛媛県告示第1158号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2 代表者 知事 加戸 守行 松山市北持田町 122 番地

- 2 埋立区域
 - (1) 位置

松山市門田町丙74番11地先から松山市門田町丙74番7 地先までの公有水面

(2) 区域

次の1点から32点までを順次直線で結んだ線及び32点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+157メートル)における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(国土地理院四等三角点、篤30神崎)は、北緯33 度54分27秒9847、東経 132 度41分28秒3234の地点

1点は、基点から真北81度41分49秒151 94メートルの地点

2 点は、1 点から真北66度21分15秒1 .89メートルの地 ^占 3 点は、2 点から真北 156 度52分58秒 12 36 メートル の地点

4点は、3点から真北161度19分12秒11.02メートルの地点

5 点は、4 点から真北 162 度58分37秒9 36メートルの 地点

6 点は、5 点から真北 164 度43分34秒 16 91 メートル の地点

7点は、6点から真北 171 度36分24秒 18 88 メートル の地点

8 点は、7 点から真北 173 度21分28秒7 40メートルの 地点

9点は、8点から真北 172 度20分55秒 15 .48 メートル の地点

10点は、9点から真北 168 度47分36秒 14 55 メートル の地点

11点は、10点から真北 162 度55分32秒 21 .43 メートル の地点

12点は、11点から真北 159 度27分24秒8 59メートルの 地点

13点は、12点から真北 159 度01分47秒 16 36 メートル の地点

14点は、13点から真北 158 度48分58秒 20 .00 メートル の地点

15点は、14点から真北 159 度02分14秒 19 99 メートル の地点

16点は、15点から真北 158 度31分14秒 21 31 メートルの地占

17点は、16点から真北 164 度39分03秒 19 .63 メートル の地点

18点は、17点から真北 175 度56分10秒 19 55 メートル の地点

19点は、18点から真北 187 度56分44秒 22 48 メートル の地点

20点は、19点から真北 199 度27分21秒 16 .68 メートルの地点

21点は、20点から真北 204 度44分06秒 14 .03 メートル の地点

22点は、21点から真北 204 度19分28秒 10 24 メートル の地点

23点は、22点から真北 206 度40分50秒 16 .19 メートルの地点

24点は、23点から真北 212 度32分11秒8 52メートルの 地点

25点は、24点から真北 215 度39分09秒 17 90 メートル の地点

26点は、25点から真北 210 度38分58秒 17 36 メートル の地点

27点は、26点から真北 196 度25分47秒7 .73メートルの 地点

28点は、27点から真北 185 度41分30秒 10 90 メートル の地点

29点は、28点から真北 172 度47分46秒 14 .18 メートル

の地点

30点は、29点から真北 169 度10分04秒5 .72メートルの 地点

31点は、30点から真北 171 度26分20秒 14 .00 メートル の地点

32点は、31点から真北 174 度08分10秒 10 .17 メートル の地点

(3) 面積

2 440 50平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成 2 年 9 月10日 愛媛県指令河第 259 号

4 しゅん功認可年月日 平成16年5月28日

○愛媛県告示第1159号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2 代表者 知事 加戸 守行 松山市北持田町 122 番地

2 埋立区域

(1) 位置

松山市由良町乙 277 番 2 地先から松山市由良町乙 278 番 2 地先までの公有水面

(2) 区域

次の1点から8点までを順次直線で結んだ線及び8点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+157メートル)における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点 (鷲ヶ巣漁港防波堤先端部)は、北緯33度54分08 秒6175、東経 132 度39分38秒9783の地点

1 点は、基点から真北 123 度32分16秒786 59メートル の地点

2 点は、1 点から真北 171 度19分37秒2 .75メートルの 地点

3 点は、2 点から真北 170 度29分40秒 17 .02 メートル の地点

4点は、3点から真北169度23分08秒13.06メートルの地点

5 点は、4 点から真北 168 度25分19秒8 55メートルの 地点

6 点は、5 点から真北 168 度25分28秒0 .77メートルの 地点

7点は、6点から真北 168 度25分18秒5 .77メートルの

地点

8 点は、7 点から真北 167 度13分57秒 11 .00 メートル の地点

(3) 面積

214 .89平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号 平成4年2月5日 愛媛県指令3河第1078号
- 4 しゅん功認可年月日 平成16年5月28日

○愛媛県告示第1160号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき、東予広域都市計画特定用途制限地域の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する

平成16年 5 月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1161号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定 に基づき、東予広域都市計画特定用途制限地域の決定に係る 都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供す る。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1162号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定 に基づき、東予広域都市計画特定用途制限地域の決定に係る 都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供す る。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1163号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき、東予広域都市計画特定用途制限地域の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する

- 111, - 1, 11 - 111, - 111 - 111, - 111 - 111, -

平成16年 5 月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1164号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定 に基づき、東予広域都市計画特定用途制限地域の決定に係る 都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供す る。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1165号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成16年 5 月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日 | 工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称 | 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名 |
|--------------------------------|--|--|
| 16松局建(開)第2号 平成16年5月12日 | 温泉郡重信町大字見奈良字廣見456番 4 | 松山市古川西三丁目 3 番33号 メゾンカメリア302号 池 川 文 子 |
| 16松局伊土検(開)第6号 平成16年5月12日 | 伊予郡松前町大字北黒田字石山240番3、240番8、242番2、242番4、242番5、242番6、242番7、240番3地先農道及び240番3地 先水路 | 伊予郡松前町大字北黒田514番地 住 田 隆 太 郎 北条市辻610番地15 ベストケア株式会社 代表取締役 山 田 哲 |
| 16松局伊土検(開)第7号 平成16年5月13日 | 伊予市市場字打田甲730番 6 及び甲730番 7 | 伊予市下吾川642番地 1 宇 髙 秀 一 |
| 16四土(開)第 1 号 平成16年 5 月19日 | 四国中央市妻鳥町字伊ノ坪1646番1、1646番2、1647番1、1647番 2、1647番3、1649番1、1650番1、1650番2、1651番1、1652番 1、1652番2及び1653番1 | 広島市中区紙屋町二丁目 1 番18号 株式会社 デオデオ 代表取締役 友 則 和 寿 |

| 公告 | |
|----|--|
|----|--|

〇公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の種類

- (1) 網・わな猟免許試験
- (2) 第一種銃猟免許試験
- (3) 第二種銃猟免許試験
- 2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類
- (1) 平成16年8月3日(火)午前9時

| 試験場の名称 | 試 | 験 | D 場 | 所 | | 実施する試 | Eや の 4手 米百 |
|---------|-------------------|----------|--------|---------|------------------|---------------------|------------|
| 武鞅场の名称 | 会 | 場 | 所 | 在 | 地 | 大川と テ る 日本時人 マンリ主大会 | |
| 西条第1会場 | 西条地方局7階; | 大会議室 | 西条市喜多川 | 796 - 1 | | 網・わな猟、st び第二種銃猟 | 第一種銃猟及 |
| 今治第1会場 | 今治地域地場産業振興セン 室 | ノター大会議 | 今治市旭町二 | 丁目3 - 5 | | 同 | 上 |
| 松山第1会場 | 松山地方局7階; | 大会議室 | 松山市北持田 | 町132 | | 同 | 上 |
| 八幡浜第1会場 | 東宇和農業協同組合本所 | 3 階ホール | 西予市宇和町 | 卯之町三丁目 | 1 435 - 2 | 同 | 上 |
| 宇和島第1会場 | 宇和島地方局7階 | 大会議室 | 宇和島市天神 | 町7 - 1 | | 同 | 上 |

(2) 平成16年9月7日(火)午前9時

| 試験場の名称 - | | 試 | 験 (| り 場 | 所 | | 実施する試験の種類 | |
|----------|--------|-------------------------|---------|--------|---------|---|------------------------|--|
| | 武衆场の石机 | 会 | 場 | 所 | 在 | 地 | 美心 9 る武線の程規 | |
| | 西条第2会場 | 西条地方局7階大会議室 西条市喜多川796-1 | | | | | 網・わな猟、第一種銃猟及 び第二種銃猟 | |
| | 今治第2会場 | 今治地域地場産業振興 室 | センター中会議 | 今治市旭町二 | 丁目3 - 5 | | 同 上 | |

| 松山第2会場 | 松山地方局7階大会議室 | 松山市北持田町132 | 同 | 上 |
|---------|--------------|------------------|---|---|
| 八幡浜第2会場 | 八幡浜地方局7階大会議室 | 八幡浜市北浜一丁目 3 - 37 | 同 | 上 |
| 宇和島第2会場 | 宇和島地方局7階大会議室 | 宇和島市天神町7-1 | 同 | 上 |

3 免許申請書の提出期間

- (1) 平成16年8月3日の試験に係るものについては、7月7日(水)から20日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 平成16年9月7日の試験に係るものについては、7月7日(水)から8月24日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部林業課又は西条地方局産業経済部四国中央林業課若しくは丹原林業課、 松山地方局産業経済部久万林業課、八幡浜地方局産業経済部大洲林業課若しくは西予林業課若しくは宇和島地方局産業経済 部御荘林業課とする。

5 その他

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

- イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書
- ウ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ36センチメートル及び横の長さ24センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- エ 狩猟免許申請手数料(愛媛県収入証紙によること。) 受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあっては各 4,000円、その他の者にあっては各 5,300円
- オ 受験票の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手をちょう付し、あて先を記載した返信 用封筒
- (2) 試験場についての注意事項

受験申込者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

(3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 申請年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|--------------|----------------------------|--------|------------------|---|
| 平成16年 5 月19日 | 特定非営利活動法人 人・ふるさと元気フォーラム | 山 内 穠 | 松山市千舟町二丁目 5 番地 2 | この法人は、不特定かの市民に対雇 の法もが大やに対しての活性化を通じての活性のでは、 の法との拡大やりがいの場づくり、健康増近の社会を行うの活性を図り、健康増近の社会を行うがいる。 動高齢を通じてやりがいるとして、ときを行うでは、 では、高齢を支援活動をなどの開発や地域をを行うできまり、観などの開発や地域やを通じて地域の活性化を経済の活性化を通じて地域と生活ができまりとを活って、 に表示して、 に対して、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが |

〇公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施について

平成17年度愛媛県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

平成16年5月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 入学試験の区分 養成部門及び専攻科
- 2 入学試験の期日
- (1) 養成部門
 - アー般入学試験

平成17年1月19日(水) 学科試験及び面接試験

イ 推薦入学試験

平成16年11月19日(金) 学科試験及び面接試験

(2) 専攻科

平成17年1月20日(木) 学科試験及び面接試験

3 入学試験の場所 松山市下伊台町1553番地 愛媛県立農業大学校

- 4 募集人員、修業年限及び入学資格
- (1) 養成部門

| 課程 | 農産園芸課程 | 果樹園芸課程 | 畜産課程 | |
|------|--|---------|---------|--|
| 7 7 | 野菜複合コース | かんきつコース | 大中家畜コース | |
| コース | 花き複合コース | 果樹複合コース | 養鶏コース | |
| 修業年限 | 2年 | 2年 | 2年 | |
| 募集人員 | 40人 | 30人 | 10人 | |
| 入学資格 | 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項 の規定に該当する者 | | | |

(2) 専攻科

| 種類 | 農産専攻 | 園芸専攻 | 果樹専攻 | 畜産専攻 | | | |
|------|--|-------|------|------|--|--|--|
| 修業年限 | 2年 | 2年 | 2年 | 2年 | | | |
| 募集人員 | 各専攻合わ | せて10人 | | | | | |
| 入学資格 | 各専攻合わせて10人 次のいずれかに該当する者 (1) 短期大学(学校教育法第69条の2に規定する 大学をいう。)において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者 (2) 都道府県立農業講習所において農業に関する 正規の課程を修めて卒業した者 (3) 都道府県立農業者研修教育施設養成部門(農 林水産大臣と協議して設置されたものに限る。)において農業に関する正規の課程を修めて卒 業した者 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事がこ | | | | | | |

5 学科試験科目

(1) 養成部門

ア 一般入学試験

必須科目 国語 I

選択科目 現代社会又は農業経営のうち1科目、数学 I 又は農業基礎のうち1科目及び化学 I A、化学 I B、生物 I A 又は生物 I B のうち1科目

イ 推薦入学試験 小論文

(2) 専攻科

ア 必須科目 農業経営

イ 選択科目 作物、園芸又は畜産のうち1科目

- 6 入学願書受付期間
- (1) 養成部門

アー般入学試験

平成16年12月10日(金)から 平成17年1月7日(金)まで

イ 推薦入学試験

平成16年11月1日(月)から 平成16年11月12日(金)まで

- (2) 専攻科
 - 平成16年12月10日(金)から 平成16年12月24日(金)まで
- (3) 郵送による場合は、養成部門及び専攻科とも当該受付期間の締切日までの消印があるものは、受け付ける。

7 受験手続

入学願書に次に掲げる書類等を添えて愛媛県立農業大学校長に提出すること。ただし、(2)に掲げる書類は、出願しようとする年度(以下「出願年度」という。)又はその前年度内に学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)及び出願年度内にこれらの学校を卒業する見込みの者又はこれらの学校教育を修了する見込みの者にあっては、添えることを要しない。

- (1) 最終学校の調査書
- (2) 健康診断書(出願年度又はその前年度内に保健所又は病院で診断を受けて作成したもの)
- (3) 写真(出願前6箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で5センチメートル平方形のもの)
- (4) 養成部門への推薦入学を希望する者にあっては、出身 高等学校の長の推薦書
- (5) 専攻科の受験を希望する者にあっては、入学選考料として 2 200円の愛媛県収入証紙
- 8 その他入学試験の詳細については、愛媛県立農業大学校に問い合わせること。

任免辞令

○公営企業任免辞令

5月16日

髙 岡 詩 織

愛媛県技術吏員に任命する 医療職(二)2級を命ずる 技師を命ずる 県立新居浜病院勤務を命ずる

都 築 宏 正

愛媛県技術吏員に任命する 医療職(二)1級を命ずる 技師を命ずる 県立南宇和病院勤務を命ずる

正誤

〇正 誤

平成16年 5 月14日付け第1557号愛媛県告示第1083号 (伊予 三島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定)中

| ページ | 箇 所 | 誤 | 正 |
|-----|--------|---|---------------------------------|
| 526 | 下から3行目 | | 伊予三島都市計画 区域の整備、開発 及び保全の方針 |

| 平成16年 5 月28日 | 愛 媛 | 県 | | 第1561号 | |
|------------------|-----|---|------|--------|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | |] |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | J |
| | | | | | |
| | | | | |] |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | |] |
| | | | | | |
| | | | | |] |
| | | | | |] |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | |] |
| | | | | | |
| | | | | |] |
| | | | | |] |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | |] |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | |] |
| | | | | |] |
| | | | | | |
| | | | | |] |
| | | | | | |
| | | | | |] |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | |] |
| | | | | | |
| | | | | |] |
| | | | | | |
| | | | | |] |
| | | | | | |
| | | | | |] |
| | | | | | |
| | | | | |] |
| | | | | | J |
| | | | | | |
| | | | | |] |
| | | | | |] |
| | | | | |] |
| | | | | | |
| | | | | |] |
| | | | | | |
| | | | | |] |
| | | | | | |
| | | | | |] |
| | | | | | |
| | | | | |] |
| | | | | | |